

## 宮崎市奨学金返還支援企業応援奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業に就職した若者が在学時に貸与を受けた奨学金の返還を産業界とともに支援し、地域の産業を担う若者の市内への就職と定着を促進することを目的に、若者の奨学金返還支援に取り組んでいる市内企業に奨励金を交付することについて、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 支援企業 みやざき産業人財確保支援基金事業実施要綱（以下「県要綱」という。）

第4条第1項の規定により知事から認定を受けた市内に事業所のある企業等をいう。

(2) 支援対象者 日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金及び宮崎県奨学会奨学金の貸与を受け、県要綱第7条第1項の規定により知事から認定を受けた者をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱に定める奨励金（以下「奨励金」という。）の対象者は、県が実施する「みやざき産業人財確保支援基金事業」（以下「県事業」という。）により負担をした支援企業のうち、市内において支援対象者が勤務している企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 国、県等から奨励金と同様の趣旨の支援を受け、又は受ける予定のある者

### (奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、支援対象者（市内に勤務し、勤務期間が1年を経過する者に限る。以下同じ。）に対して県が交付する返還支援額のうち、四分の一に相当する額として、県の「みやざき産業人財確保支援基金」（以下「県基金」という。）に寄附した額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、支援対象者にかかる、県基金への寄附が見込まれる年度の6月30日までに交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税確認同意書（様式第2号）

(2) 支援企業認定通知書の写し

- (3) 支援対象者への県の支援額が分かる書類
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付することが適当と認めるときは交付決定通知書（様式第3号）により、交付することが不適当と認める場合には不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請)

第7条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「奨励金交付対象事業者」という。）で、内容を変更し、又は取下げようとするものは、変更又は取下げの原因が発生した時から30日以内に計画（変更・取下げ）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについてこれを承認し、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 奨励金交付対象事業者は、支援対象者に係る、県基金への寄附後30日を経過した日又は奨励金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のうちいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 県基金に寄附した額が分かる書類
- (2) 支援対象者への県の支援額が分かる書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(奨励金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、奨励金の額を確定し、交付確定通知書（様式第7号）により奨励金交付対象事業者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求等)

第10条 奨励金の支払は、前条の交付の確定を受けた申請者の請求により行うものとする。

(奨励金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、奨励金交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき

- (3) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき
- (5) 奨励金の交付決定を受けた会計年度内に事業を完了できないとき

(交付方法)

第12条 奨励金は、精算払いにより交付する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。